

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

令和元年9月20日

静岡県知事 川勝平太

1 申請のあった年月日

令和元年9月3日

2 申請にかかる特定非営利活動法人について

(1) 名称

特定非営利活動法人フードツーリズム研究所

(2) 代表者の氏名

新田 時也

(3) 主たる事務所の所在地

静岡市清水区宮加三28番地の3 コーポみやはら2A

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の食文化に関心を寄せる人々に対して、その魅力に「こころ」と「からだ」で触れることができる体験型イベントを提供する事業を行い、地域文化への理解・地域生活と自然環境の共生・食育と情操教育の推進・地域産業の需要の掘り起こし・交流人口の増大による地域経済活性化と雇用の促進に寄与することを目的とする。